「放課後子どもプラン」における小学校等での実施状況

平成19年12月1日現在

		小学校で実施	小学校外で実施	未実施	計		
放課	小学校で実施	1,796小学校区 (8.2%)	4 3 0 小学校区 (2 . 0 %)	5,540小学校区 (25.3%)	7,766小学校区 (35.5%)		
後児童ク	小学校外で実施	1, 1 8 6 小学校区 (5. 4 %)	7 4 1 小学校区 (3 . 4 %)	5,300小学校区 (24.2%)	7, 2 2 7 小学校区 (3 3. 0 %)		
ラブ	未実施	1, 1 7 4 小学校区 (5. 4%)	3 8 0 小学校区 (1 . 7 %)	5,327小学校区 (24.4%)	6,881小学校区 (31.5%)		
	計	4,156小学校区 (19.0%)	1,551小学校区 (7.1%)	16,167小学校区 (73.9%)	21,874小学校区 (100.0%)		

- ※ 上記の表は、都道府県、指定都市及び中核市から回答のあった21,874小学校区を母数としている。
- ※ 実施状況は、いずれかの事業を実施16,547小学校区(75.6%)、両事業を実施4,153小学校区(19.0%),放課後子ども 教室を実施 5,707小学校区(26.1%)、放課後児童クラブを実施 14,993小学校区(68.5%)

放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携状況における小学校区の分類(連携実施)

			連携実施小学校区数						連携実施小学校区数			数				連携実施小学校区数				
No.	都道府県 名	計 (小学校			うち小学校内実 施か所数		No.	都道府県	計 (小学校			うち小学 施か所		No.	都道府県	計 (小学校			うち小学 施か所奏	
INU.		区数)	1	割合 (%)		割合 (%)	140.	名	区数)	la de la constante de la const	割合 (%)		割合 (%)	INU.	名	区数) 		割合 (%)		割合 (%)
		а	ь	b/a	Ç	c/a			а	ь	b/a	С	c/a	ļ		а	b	b/a	С	c/a
1	北海道	999	24	2.4%	4	0.4%	34	広島県	348	15	4.3%	2	0.6%	67	青森市	53	0	0.0%	0	0.0%
	青森県	321	6	1.9%	3	0.9%	35	山口県	277	28	10.1%	6	2.2%		秋田市	47	13	27.7%	0	0.0%
	岩手県	424	14	3.3%	4	0.9%	36	徳島県	217	4	1.8%	4	1.8%		郡山市	58	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	321	8	2.5%	5	1.6%	37	香川県	135	5	3.7%	4	3.0%	70	いわき市	74	0	0.0%	0	0.0%
5	秋田県	234	15	6.4%	6	2.6%	38	愛媛県	292	1	0.3%	0	0.0%	71	宇都宮市	68	1	1.5%	1	1.5%
6	山形県	324	33	10.2%	4	1.2%	39	高知県	208	5	2.4%	2	1,0%	72	川越市	33	0	0.0%	0	0.0%
7	福島県	393	28	7.1%	9	2.3%	40	福岡県	482	2	0.4%	2	0.4%		船橋市	54	0	0.0%	0	0.0%
8	茨城県	576	25	4.3%	23	4.0%	41	佐賀県	174	24	13.8%	16	9.2%	_	横須賀市	48	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	343	6	1.7%	1	0.3%	42	長崎県	299	15	5.0%	2	0.7%	75	相模原市	74	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	340	7	2.1%	6	1.8%	43	熊本県	347	3	0.9%	1	0.3%	76	富山市	67	0	0.0%	0	0.0%
	埼玉県	684	30	4.4%	24	3.5%	44	大分県	266	36	13.5%	11	4.1%		金沢市	60	0	0.0%	0	0.0%
12	千葉県	674	9	1.3%	7	1.0%	45	宮崎県	221	0	0.0%	0	0.0%	78	長野市	54	0	0.0%	0	0.0%
13	東京都	1,323	110	8.3%	73	5.5%	46	鹿児島県	503	1	0.2%	0	0.0%	79	岐阜市	49	0	0.0%	0	0.0%
-	神奈川県	283	14	4.9%	14	4.9%		沖縄県	274	9	3.3%	4	1.5%	80	豊橋市	52	0	0.0%	0	0.0%
15	新潟県	448	10	2.2%	3	0.7%	48	札幌市	207	0	0.0%	0	0.0%	81	岡崎市	50	0	0.0%	0	0.0%
16	富山県	138	28	20.3%	17	12.3%	49	仙台市	123	92	74.8%	0	0.0%	82	豊田市	76	0	0.0%	0	0.0%
	石川県	172	11	6.4%	1	0.6%		さいたま市	101	6	5.9%	6	5.9%		高槻市	41	0	0.0%	0	0.0%
	福井県	209	18	8.6%	1	0.5%	51	千葉市	120	0	0.0%	0	0.0%	84	東大阪市	54	0	0.0%	0	0.0%
	山梨県	204	18	8.8%	7		52	横浜市	347	0	0.0%	0	0.0%		姫路市	71	0	0.0%	0	0.0%
	長野県	335	16	4.8%	7	2.1%	}	川崎市	114	0	0.0%	0	0.0%	86	奈良市	48	3	6.3%	3	6.3%
	岐阜県	336	19	5.7%	17	5.1%	54	新潟市	114	30	26.3%	14	12.3%	87	和歌山市	52	0	0.0%	0	0.0%
	静岡県	333	16	4.8%	11	3.3%	<u> </u>	静岡市	84	0	0.0%	0	0.0%	-	岡山市	93	33	35.5%	33	35.5%
	愛知県	542	22	4.1%	9	1.7%		浜松市	111	0	0.0%	0	0.0%	<u> </u>	倉敷市	62	0	0.0%	0	0.0%
	三重県	410	6	1.5%	0	0.0%		名古屋市	261	0	0.0%	0	0.0%		福山市	78	0	0.0%	0	0.0%
	滋賀県	231	0	0.0%	0			京都市	179	0	0.0%	0	0.0%	\vdash	下関市	53	14	26.4%	10	18.9%
_	京都府	248	17	6.9%	12			大阪市	299	23	7.7%	23	7.7%		高松市	53	0	0.0%	0	0.0%
27	大阪府	532	76	14.3%	67	12.6%	60	堺市	94	0	0.0%	0	0.0%	93	松山市	61	4	6.6%	2	3.3%
28	兵庫県	574	93	16.2%	80	13.9%	61	神戸市	171	4	2.3%	0	0.0%	94	高知市	41	0	0.0%	0	0.0%
29	奈良県	168	6	3.6%	6	3.6%	62	広島市	141	0	0.0%	0	0.0%	95	長崎市	73	0	0.0%	0	0.0%
	和歌山県	229	1	0.4%	0	0.0%	63	北九州市	131	1	0.8%	1	0.8%	96	熊本市	80	0	0.0%	0	0.0%
31	鳥取県	145	3	2.1%	1	0.7%	64	福岡市	147	10	6.8%	10	6.8%	97	大分市	61	0	0.0%	0	0.0%
32	島根県	257	15	5.8%	5		65	函館市	48	0	0.0%	0	0.0%	98	宮崎市	46	5	10.9%	5	10.9%
33	岡山県	270	11	4.1%	3	1.1%	66	旭川市	55	1	1.8%	1	1.8%	99	鹿児島市	80	0	0.0%	0	0.0%
														全小	学校区計	21,874	1,103	5.0%	593	2

本調査において「連携実施」とは、同じ建物内(A小学校)で別々の部屋(複数教室)を使用又は、別々の建物(B小学校とC児童館)を使用して両事業を実施している場合で、放課後児童クラブの子どもが、放課後子ども教室に参加するなどの活動をしている状態を指す。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携状況における小学校区の分類(一体的実施)

	都道府景 名		一体的実施小学校区数							— #	一体的実施小学校区数						一体的実施小学校区数			
No.		計 (小学校 区数)	r		うち小学校内実 施か所数		No.	都道府県	計 (小学校			うち小学校内実 施か所数		No.	都道府県	計 (小学校			うち小学校 施か所奏	
		LC 30X /		割合 (%)		割合 (%)	"	名	区数)	-	割合 (%)		割合 (%)	180.	名	区数)		割合 (%)		割合 (%)
		а	d	d/a	f	f/a			а	d	d/a	f	f/a			а	d	d∕a	f	f/a
	北海道	999	0	0.0%	0			広島県	348	0	0.0%	0	0.0%	67	青森市	53	0	0.0%	0	0.0
	12 400 244	321	8	2.5%	8			山口県	277	2	0.7%	1	0.4%		秋田市	47	6	12.8%	0	0.0
		424	1	0.2%	0	0.0%	36	徳島県	217	0	0.0%	0	0.0%	69	郡山市	58	0	0.0%	0	0.0
		321	3	0.9%	1		37	香川県	135	0	0.0%	0	0.0%	70	いわき市	74	0	0.0%	0	0.0
	秋田県	234	12	5.1%	4	1.7%	38	愛媛県	292	0	0.0%	0	0.0%	71	宇都宮市	68	0	0.0%	0	0,
6	山形県	324	0	0.0%	0	0.0%	39	高知県	208	0	0.0%	0	0.0%	72	川越市	33	0	0.0%	0	0.0
7	福島県	393	0	0.0%	0	0.0%	40	福岡県	482	0	0.0%	0	0.0%	73	船橋市	54	0	0.0%	0	0.
8	茨城県	576	16	2.8%	16	2.8%	41	佐賀県	174	0	0.0%	0	0.0%	74	横須賀市	48	0	0.0%	0	0.0
9	栃木県	343	1	0.3%	1	0.3%	42	長崎県	299	0	0.0%	0	0.0%	75	相模原市	74	0	0.0%	0	0.
10	群馬県	340	0	0.0%	0	0.0%	43	熊本県	347	0	0.0%	0	0.0%	76	二十二四	67	0	0.0%	0	0.
11	埼玉県	684	0	0.0%	0	0.0%	44	大分県	266	1	0.4%	0	0.0%	77	金沢市	60	0	0.0%	0	0
12	千葉県	674	0	0.0%	0	0.0%	45	宮崎県	221	0	0.0%	0	0.0%	78	長野市	54	0	0.0%	0	0
13	東京都	1,323	227	17.2%	199	15.0%	46	鹿児島県	503	0	0.0%	0	0.0%	79	岐阜市	49	0	0.0%	0	0
14	神奈川県	283	0	0.0%	0	0.0%	47	沖縄県	274	4	1.5%	0	0.0%	80	豊橋市	52	0	0.0%	0	0
15	新潟県	448	0	0.0%	0	0.0%	48	札幌市	207	118	57.0%	45	21.7%	81	岡崎市	50	0	0.0%	0	0
16	富山県	138	1	0.7%	1	0.7%	49	仙台市	123	0	0.0%	0	0.0%	82	豊田市	76	0	0.0%	0	0
17	石川県	172	0	0.0%	0	0.0%	. 50	さいたま市	101	0	0.0%	0	0.0%	83	高槻市	41	0	0.0%	0	0
18	福井県	209	13	6.2%	1	0.5%	51	千葉市	120	0	0.0%	0	0.0%	84	東大阪市	54	0	0.0%	0	0
19	山梨県	204	0	0.0%	0	0.0%		横浜市	347	30	8.6%	30	8.6%	85	姫路市	71	0	0.0%	0	0
20	長野県	335	0	0.0%	0	0.0%	53	川崎市	114	114	100.0%	114	100.0%	86	奈良市	48	0	0.0%	0	0
21	岐阜県	336	0	0.0%	0	0.0%	54	新潟市	114	0	0.0%	o	0.0%	87	和歌山市	52	0	0.0%	0	0
22	静岡県	333	0	0.0%	0	0.0%	55	静岡市	84	0	0.0%	0	0.0%	88	岡山市	93	0	0.0%	0	0
23	愛知県	542	0	0.0%	0	0.0%	56	浜松市	111	0	0.0%	0	0.0%	89	倉敷市	62	0	0.0%	0	0
24	三重県	410	0	0.0%	0	0.0%	57	名古屋市	261	0	0.0%	0	0.0%		福山市	78	0	0.0%	0	
25	滋賀県	231	0	0.0%	0	0.0%		京都市	179	0	0.0%	0	0.0%		下関市	53	0	0.0%	0	
26	京都府	248	0	0.0%	0	0.0%		大阪市	299	0	0.0%	0	0.0%	-	高松市	53	0 1	0.0%	0	
27	大阪府	532	3	0.6%	2			堺市	94	0	0.0%	0	0.0%		松山市	61	0	0.0%	0	
28	兵庫県	574	1	0.2%	0	=	-	神戸市	171	0	0.0%	0	0.0%		高知市	41	0	0.0%	0	
29	奈良県	168	0	0.0%	0			広島市	141	0	0.0%	0	0.0%		長崎市	73	0	0.0%	0	
	和歌山県	229	0	0.0%	0		-	北九州市	131	0	0.0%	0	0.0%	-	能本市	80	0	0.0%	0	
	鳥取県	145	1	0.7%	1			福岡市	147	0	0.0%	0	0.0%		大分市	61	0	0.0%	0	
	島根県	257	2	0.8%	0		-	函館市	48	0	0.0%	0	0.0%		タガル 宮崎市	46	0	0.0%	0	
	岡山県	270	5	1.9%	4		_	旭川市	55	0	0.0%	0	0.0%		庭児島市	80	0	0.0%	0	
				1.074		1.0 %		1611 II	00	U,	0.070	U _I	0.078	77	BE JU AND III	00	U;	0.071	U	U.

本調査において、「一体的実施」とは、同じ建物内(A 小学校)の同じ部屋(1 教室又は複数教室)を使用して、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもたちが一緒に活動 している状態を指す。

平成21年度予算 雇用均等・児童家庭局 概 算 要 求 の 概 要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20~22年度)、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

- ◇ 地域における次世代育成支援対策の推進
 - 1 新待機児童ゼロ作戦の推進
 - 2 地域の子育て支援の推進
 - 3 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
 - 4 母子家庭等自立支援対策の推進
 - 5 母子保健医療の充実
 - 6 妊娠・出産に係る負担の軽減
- ◇ 仕事と家庭の両立の支援 仕事と家庭の両立支援

安 定した雇 用・生 活 の実 現 と安 心・納 得 して働くことのできる環 境 整 備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

〇予算の状況

	20年度予算額	2 1 年度概算要求額	伸び率
局合計	9,636億円	10,171億円	5. 6%
一般会計	9,047億円	9, 441億円	4. 4%
特別会計	589億円	730億円	23.9%
年金特別会計 児童手当勘定 うち児童育成事業費	4 5 8 億円	5 7 9 億円	26. 5%
労働保険特別会計 労災勘定	132億円	151億円	14.4%
雇用勘定	124億円	1 4 3 億円	15.3%

[※]計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

-(参考)平成 21 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (平成 20 年 7 月 29 日 閣議了解)【抜粋】

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」(平成19年12月27日少子化社会対策会議決定)に基づく少子化対策につき国が負担することとなる経費等の平成21年度における取扱いについては、「基本方針2008」に基づく税体系の抜本的な改革と併せて予算編成過程において検討する。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 新待機児童ゼロ作戦の推進

《375, 727百万円→420, 049百万円》

(1)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 392, 199百万円 〇認定こども園の設置促進等 7,820百万円

認定こども園(幼保連携型)の設置促進を図るため、集中重点的に緊急整備、設置促進、 事業に要する経費を厚生労働省と文部科学省が連携して助成を行うことにより、幼稚園・ 保育所の枠組みを超えた「こども交付金」による総合的な財政支援を行う。

・認定こども園施設整備費 幼保連携型認定こども園となる際に必要な施設整備を図る。

・認定こども園設置促進費幼保連携型認定こども園への移行促進を図るため、必要な支援を行う。

・認定こども園事業費

幼保連携型認定こども園の設置促進を図るため、保育所機能及び幼稚園機能に対して必要な支援を行う。

〇待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

373.836百万円

保育所の待機児童を早急に解消するため、待機児童が多い市町村を中心として、定員増を伴う民間保育所の整備を重点的に支援することにより、受入れ児童数の拡大を図る。また、待機児童解消に向けた市町村の取組事例の情報提供など地域の実情に応じた取組を都道府県が支援するなど、自治体間の待機児童解消の取組を促す仕組みを導入する。

・民間保育所整備(次世代育成支援対策施設整備交付金の内数)

待機児童が多い市町村を中心に民間保育所の整備を推進する。 (民間保育所の重点的な整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金 (215億円)の内数)

· 民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図る。

· 待機児童解消広域調整事業 (新規)

待機児童解消に向けた市町村の取組事例の情報提供等地域の実情に応じた 取組を都道府県が支援するなど、自治体間の待機児童解消の取組を促す。

○多様な保育サービスの提供

57.896百万円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(2)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

27,850百万円

放課後児童クラブの受け入れ児童数の集中重点的な増加を図るとともに、大規模クラブ (児童数71人以上のクラブ)の解消を図る等の緊急重点整備を行う。

また、放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

2 地域の子育て支援の推進

《311,098百万円→311,374百万円》

(1)すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 58,926百万円 〇地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

40,000百万円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりへの対応、都道府県による待機児童解消に向けた市町村支援等、地域の子育て支援の推進を図る。

【対象となる主な事業】

待機児童解消広域調整事業(新規)【再掲】

待機児童解消に向けた市町村の取組事例の情報提供等地域の実情に応じた 取組を都道府県が支援するなど、自治体間の待機児童解消の取組を促す。

・次世代育成支援の人材養成事業(新規)

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

・ファミリー・サポート・センター事業(拡充)

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応できるよう支援を行う。

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報 提供や養育環境等の把握を行う。

• 育児支援家庭訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートスティ、トワイライトスティを実施する。

· 延長保育促進事業

民間保育所において、1 1 時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

〇地域における子育て支援拠点の拡充

12.017百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

〇一時預かり事業の拡充【再掲】

従来より実施している保育所での一時預かりに加え、実施主体を多様な運営 主体に拡大し、地域密着の一時預かりを推進する。

〇中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

126百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保 されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

○次世代育成支援対策に資する施設整備の充実【再掲】

(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金))

次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図り、耐震化工事を含め、地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を進める。

(2)児童手当国庫負担金

252,448百万円

3 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84,871百万円→89,628百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

84.625百万円

○地域における体制整備

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や育児支援家庭訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図る。(次世代育成支援対策交付金(40,000百万円)の内数)

〇児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

84, 142百万円

・ 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、学習指導費加算の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・ 施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業(モデル事業)を引き続き実施する。

(2)配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

5.003百万円

婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

4 母子家庭等自立支援対策の推進

《170,627百万円→174,078百万円》

(1)母子家庭等の総合的な自立支援の推進 〇自立のための就業支援等の推進 8, 191百万円 2, 843百万円 母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

○養育費確保策の推進

69百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2)自立を促進するための経済的支援

165,887百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要な資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 母子保健医療の充実

《19,382百万円→21,449百万円》

(1) 周産期医療体制等の充実

6, 145百万円

〇地域周産期母子医療センターへの支援(新規)

地域において、出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に対する治療を行う地域周産期母子医療センターに対して、安定的な運営を確保するため財政的支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(61億円)の内数)

〇妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(61億円)の内数)

〇不妊治療への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(61億円)の内数)

(2) 小児の慢性疾患等への支援

14, 982百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

6 妊娠・出産に係る負担の軽減

安心して、妊娠・出産できるようにするために、負担の軽減について検討する。

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

《7.864百万円→10.456百万円》

(1) 育児・介護休業制度の拡充

4,441百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。

(2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放

4. 987百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、 事業所内保育施設の設置促進を図る。

(3)中小企業における次世代育成支援対策の推進

984百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届 出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

(1)職場における男女雇用機会均等の推進

523百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2)ポジティブ・アクションの取組の推進

364百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消のための積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3)起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

26百万円

7

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習(e-ラーニングサービス)の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換 の推進 《1,393百万円→1,405百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の 配置等による相談、援助の実施等事業主支援を拡充する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

3 テレワークの普及促進

《74百万円→68百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

参考資料1

5つの安心プラン「3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」 1,262億円(20年度932億円)

保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤の整備

「現状と課題]

《認定こども園、新待機児童ゼロ作戦》

- 評価が高い一方で普及が十分でない認定こども園
 - ・認定数 229施設(H20.4)
 - ・施設や保護者からの評価は高い一方で、会計処理 や申請手続きの重複、省庁間や自治体部局間での 連携等について改善を求める声(H20認定こども園に係 るアンケート調査結果)
- 解消の加速化が求められる保育所待機問題
 - ・待機児童数 2.5万人(H14) → 1.8万人(H19)
- 8 ・ 待機児童数の7割は0~2歳児、また、首都圏、近 畿圏等の大都市部や沖縄に待機児の7割が
 - ・希望するすべての人が安心して子どもを預けて働く ことができるよう、3歳未満児の保育サービスの提供 割合を20%→38%に引き上げる必要(新待機児童ゼロ 作戦によるH29年の目標)
 - ・家庭的保育利用児童数 12市区町村 331人(H19)
- 質量ともに不足する放課後児童対策
 - ・放課後児童クラブを利用できなかった児童数 1.4万人(H19)
 - ・放課後児童クラブ(小1~3)の提供割合を19% → 60%に引き上げる必要(新待機児童ゼロ作戦によるH29 年の目標)
 - ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも未実施の 小学校区割合 24.4%(H19)
 - ・71人以上の大規模クラブの割合 14.7%(H19)

[21年度概算要求における主な具体的施策]

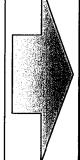


78億円

- ・「こども交付金」の創設による幼稚園、保育所の枠組み を超えた総合的な財政支援の実施等《新規》
- 〇 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 (次世代育成支援対策施設整備交付金215億円の中で対応)
 - ・待機児童数が多い市町村を中心として、定員増を伴う 民間保育所の整備を重点的に支援
- 〇 保育サービスの提供手段の多様化

64億円

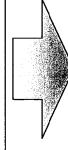
- ・家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充
- ・事業所内保育施設に対する助成措置について、助成 期間の延長、地域への開放の促進
- 〇 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着 実な推進 279億円
 - ・放課後児童クラブの受入れ児童数の集中重点的な増、 大規模クラブの解消等の緊急重点整備を実施



《すべての子育て家庭への支援》

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援基盤整備 の全国的な普及
 - ・生後4か月までの全戸訪問事業実施市町村数 1,063市町村(全体の58.2%)(H19)
 - ・地域における子育て支援拠点数 4,117か所(H18)[対中学校区比40.4%]
 - ・一時預かり(一時保育)事業所数 6,304か所(H18)[対中学校区比61.7%]
- 虐待を受けた子どもに対する家庭的な養護の整備
 - ・児童養護施設の約7割が大舎(1舎20人以上)制
 - ・児童養護施設の小規模化実施率(H18) 小規模グループケア 50.8%(284か所) 地域小規模児童養護施設 21.1%(118か所)
- 9.4%(H18) → H21目標 15% ・里親委託率
- 9.4%(H18) → HZ1日保 1070 地域支援体制の確立が求められる発達障害者対策
 - ・発達障害者支援センター61か所(3指定都市で未整備)

- 〇 地域における子育て支援拠点の拡充、子育て支援事業 146億円 の充実
 - ・子育て支援拠点の身近な場所への設置と機能拡充
 - ・地域の利便性の高い多様な場における一時預かりの推 進《一部新規》
 - ・地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成など 地域子育て支援の推進
- 家庭的養護の推進など社会的養護体制等の拡充 243億円
 - ・児童養護施設等における小規模ケアの推進、ファミリー ホームの推進や里親支援体制の充実等家庭的養護の 推准
- 発達障害者の地域支援体制の確立 2.5億円
 - ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支 援を行うための、個別支援計画の実施状況の調査・評 価と適切な助言の実施



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

[現状と課題]

- 子育て世代の男性を中心とした長時間労働
 - ・週に60時間以上就労する雇用者割合(男性)(H19) 30歳代 20.2% 40歳代 19.5% (全年齢 10.3%)
- 男性の低い育児の参加度合い
 - · 男性の育児休業取得率 1.56%(H19) (取得したいと考えている男性労働者は約3割)
 - ・6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間 1日当たり(土日含む)60分(H18) → H29目標150分

[21年度概算要求における主な具体的施策]



○仕事と生活の調和の実現

3億円

- ・業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調 和推進プラン」の策定の支援《新規》
- ・企業に対する相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進 アドバイザー(仮称)」の養成《新規》

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算(厚生労働省分)】

21年度概算要求額 1兆4,384億円(20年度予算額 1兆3,452億円)

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1. 新待機児童ゼロ作戦の推進

4,200億円

○ 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

3.922億円

- ・認定こども園(幼保連携型)の設置促進、待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- 〇 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

279億円

- ・放課後児童クラブの受け入れ児童数の集中重点的な増加を図るとともに、大規模クラブ (児童数71人以上のクラブ)の解消を図る等の緊急重点整備の実施
 - ・「放課後子どもプラン」の着実な推進

2. 地域の子育で支援の推進

3, 114億円

○ すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

589億円

- ・地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成や待機児童解消に向けた自治体間の 取組の支援、地域の子育て支援拠点の拡充、地域密着の一時預かりの推進
- 〇 児童手当国庫負担金

2,524億円

3.児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

896億円

〇 虐待を受けた子ども等への支援の強化

846億円

・地域における体制整備や児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

4. 母子家庭等自立支援対策の推進

1,741億円

〇 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

8 2 億円

・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進

5. 母子保健医療の充実

<u> 214億円</u>

〇 周産期医療体制等の充実

6 1 億円

- ・地域周産期母子医療センターや妊産婦ケアセンターへの支援
- 小児の慢性疾患等への支援

150億円

・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

6. 妊娠・出産に係る負担の軽減

・安心して、妊娠・出産できるようにするために、負担の軽減について検討する。

7. 仕事と家庭の両立の支援

105億円

・育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等

8. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 2.4億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働法に基づく正社員 との均衡待遇の確保と正社員転換の推進104